

東日本大震災復興特別区域法案要綱

第一 総則

この法律は、東日本大震災からの復興が、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力が確保され、かつ、被災地域の住民の意向が尊重され、地域における創意工夫を生かして行われるべきものであることに鑑み、東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第十条の規定の趣旨にのっとり、復興特別区域基本方針、復興推進計画の認定及び特別の措置、復興整備計画の実施に係る特別の措置、復興交付金事業計画に係る復興交付金の交付等について定めることにより、東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図り、もって同法第二条の基本理念に則した東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的とすること。（第一条関係）

第二 復興特別区域基本方針

一 政府は、東日本大震災復興基本法の基本理念にのっとり、かつ、東日本大震災復興基本方針に基づき、復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進に関する基本的な方針（以下「復興特別区域基本方針」という。）を定めなければならないものとする。

二 復興特別区域基本方針には、復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項、そのために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針、復興推進計画の認定に関する基本的な事項、復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置についての計画等を定めるものとする。

三 内閣総理大臣は、東日本大震災復興対策本部が作成した復興特別区域基本方針の案について閣議の決定を求めなければならないものとする。

（第三条関係）

第三 復興推進計画に係る特別の措置

一 復興推進計画の認定等

1 復興推進計画の認定

(1) その全部又は一部の区域が東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（政令で定めるものを除く。）又はこれに準ずる区域として政令で定めるもの（以下「特定被災区域」という。）である地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）は、単独で又は共同して、復興特別区域基本方針に即して、当該特定地方公共団体に係る特定被災

区域内の区域について、復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進を図るための計画（以下「復興推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができるものとする。

(2) 復興推進事業を実施しようとする者等は、特定地方公共団体に対して、(1)の申請をすることについての提案をすることができるとすること。

(3) 内閣総理大臣は、(1)の申請があつた場合において、復興推進計画が復興特別区域基本方針に適合するものであり、その実施が当該復興推進計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該復興推進計画の区域の活力の再生に寄与するものであると認められる等の基準に適合すると認めるときは、関係行政機関の長の同意を得てその認定をすることとする。

（第四条関係）

2 新たな規制の特例措置等に関する提案

(1) 1の(1)の申請をしようとする特定地方公共団体（復興推進協議会を組織するものに限る。）又は1の(3)の認定を受けた特定地方公共団体（以下「認定地方公共団体等」という。）は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置等に関する提案をすることができるとすること。

- (2) 復興推進計画の区域において新たな規制の特例措置等の適用を受けて事業を実施しようとする者は、認定地方公共団体等に対して、当該新たな規制の特例措置等の整備について提案をするよう要請することができるものとする。
- (第十一条関係)

3 国と地方の協議会

- (1) 内閣総理大臣、国务大臣のうちから内閣総理大臣の指定する者及び認定地方公共団体等の長は、都道県の区域ごとに、復興推進計画の区域において当該認定地方公共団体等が推進しようとする取組、当該取組を推進するために必要な新たな規制の特例措置等の整備その他の復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策の推進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとする。

- (2) (1)の協議を行うための会議において協議が調った事項については、(1)の協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないものとする。
- (第十二条関係)

4 復興推進協議会

- (1) 特定地方公共団体は、作成しようとする復興推進計画並びに認定を受けた復興推進計画（以下「

- 認定復興推進計画」という。)及びその実施に関し必要な事項について協議するため、復興推進協議会(2)及び二の4において「地域協議会」という。)を組織することができるものとする。
- (2) (1)の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないものとする。
- (第十三条関係)

二 認定復興推進計画に基づく事業に対する特別の措置

1 規制の特例措置

(1) 漁業法の特例

特定地方公共団体である県が、復興推進事業として特定区画漁業権免許事業を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該認定を受けた県の知事は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十八条の規定にかかわらず、同法第十六条第六項又は第八項に規定する者であつて、要件に該当し、かつ、水産動植物の養殖の事業を最も適切に行うことができる認められるものを第一順位として認定復興推進計画に定められた特定区画漁業権免許事業に係る免許をすることができるものとする。

(第十四条関係)

(2) 建築基準法の特例

イ 特定地方公共団体が、復興推進事業として復興建築物整備事業を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、都市計画として定められている用途地域における用途制限を緩和するものとする事。

(第十五条関係)

ロ 特定地方公共団体が、復興推進事業として特別用途地区復興建築物整備事業を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該認定を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十九条第二項の承認とみなして、当該承認を不要とするものとする事。

(第十六条関係)

ハ 特定地方公共団体が、復興推進事業として応急仮設建築物活用事業を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該復興推進計画の区域内の当該事業に係る応急仮設建築物について、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合には、当該計画に定められた期間の範囲内で、一年を超えない期間毎に存続期間を延長することができるものとする事。

(第十七条関係)

(3) 道路運送法の特例

特定地方公共団体が、復興推進事業として被災区域道路運送確保事業を定めた復興推進計画について、当該復興推進計画に定められた被災区域道路運送確保事業に関する書類を添付して、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該事業については、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）上定められている手続の一部を不要とするものとする。 （第十八条関係）

(4) 公営住宅法の特例

イ 特定地方公共団体が、復興推進事業として罹災者公営住宅等供給事業を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、公営住宅等に係る入居者資格の緩和、財産処分制限期間の短縮及び譲渡対価の用途制限の緩和を行うものとする。 （第十九条から第二十一条まで関係）

ロ 特定地方公共団体が、復興推進事業として復興推進公営住宅等管理等事業を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該事業については、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）上定められている手続の一部を不要とするものとする。 （第十九条から第二十一条まで関係）

(5) 農地法等の特例

特定地方公共団体である市町村（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波による被害を受けたものに限る。）が、復興推進事業として食料供給等施設整備事業を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該事業については、農地の転用許可基準の緩和を行うとともに、農地転用許可、農用地区域の変更及び林地開発許可の手續の一部を不要等とするものとする事。

（第二十三条から第二十七条まで関係）

(6) 工場立地法及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の特例

特定地方公共団体が、復興推進事業として復興産業集積事業を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該認定を受けた特定地方公共団体（市町村に限る。）は、当該復興推進計画に定められた復興産業集積区域における製造業等に係る工場等の緑地及び環境施設それぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項については、条例で、工場立地法（昭和三

十四年法律第二十四号) 第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則等に代えて適用すべき準則を定めることができるものとする事。

(第二十八条関係)

(7) 河川法及び電気事業法の特例等

特定地方公共団体が、復興推進事業として特定水力発電事業を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該事業については、河川法(昭和三十九年法律第六十七号) 上定められている手続の一部を不要等とするものとする事。

(第二十九条から第三十二条まで関係)

(8) 鉄道事業法の特例

特定地方公共団体が、復興推進事業として被災鉄道移設事業を定めた復興推進計画について、当該復興推進計画に定められた被災鉄道移設事業に関する書類を添付して、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該事業については、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号) 上定められている手続の一部を不要とするものとする事。

(第三十三条関係)

(9) 確定拠出年金法の特例

特定地方公共団体が、復興推進事業として地域振興事業を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、要件に該当する者は、当該認定を受けた日から平成二十八年三月三十一日までの間、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）附則第三条第一項の脱退一時金の支給を請求できるものとする。

（第三十四条関係）

(10) 政令等で規定された規制の特例措置

特定地方公共団体が、復興推進事業として政令等規制事業を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用するものとする。

（第三十五条関係）

(11) 地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置

特定地方公共団体が、復興推進事業として地方公共団体事務政令等規制事業を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該事業については、政令により規定された規

制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用するものとする事。

(第三十六条関係)

2 課税の特例

- (1) 認定復興推進計画に定められた復興推進事業を実施する指定事業者であつて復興産業集積区域の区域内において当該事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする事。

(第三十七条関係)

- (2) 認定復興推進計画に定められた復興推進事業を実施する指定事業者が東日本大震災の被災者である労働者を復興産業集積区域の区域内に所在する事業所において雇用している場合には、当該指定事業者に対する所得税及び法人税の課税については、震災特例法で定めるところにより、課税の特

例の適用があるものとする。

(第三十八条関係)

- (3) 認定復興推進計画に定められた復興推進事業を実施する指定事業者であつて当該事業に関連する開発研究を行うものが復興産業集積区域の区域内において当該開発研究の用に供する減価償却資産を新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(第三十九条関係)

- (4) 認定復興推進計画に定められた復興推進事業のみを実施する法人であつて当該認定復興推進計画の認定の日以後に設立されたもの（東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域をその区域に含む市町村にその区域の全部又は一部が含まれる復興産業集積区域の区域内に本店又は主たる事務所を有する法人であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものとして当該認定復興推進計画を作成した認定地方公共団体が指定するものに限る。3において「指定法人」という。）については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(第四十条関係)

- (5) 認定復興推進計画に定められた復興推進事業を実施する指定事業者が復興居住区域の区域内にお

いて新たに取得し、又は建設した当該事業の用に供する賃貸住宅については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする事。 (第四十一条関係)

(6) 認定復興推進計画に定められた復興推進事業を実施する指定会社により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、当該個人に対する所得税の課税については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする事。 (第四十二条関係)

3 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

地方公共団体が、復興産業集積区域の区域内において認定復興推進計画に定められた2の(1)の復興推進事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者(当該事業を実施する2の(1)若しくは(3)の指定事業者又は2の(4)の指定法人に限る。)について、当該事業に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、当該地方公共団体のこれらの措置による減収額は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき特別交付税の算定の基礎に算入するものとする事。 (第四十三条関係)

4 復興特区支援利子補給金の支給

政府は、認定復興推進計画に定められた復興特区支援貸付事業を行う金融機関であつて、地域協議会の構成員であり、かつ、当該事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するものが当該認定復興推進計画に定められた内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金を支給する旨の契約を当該金融機関と結ぶことができるものとする。

(第四十四条関係)

5 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例

認定地方公共団体が認定復興推進計画に基づき復興推進事業を行う場合においては、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことをもつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなすものとする。

(第四十五条関係)

第四 復興整備計画等に係る特別の措置

一 復興整備計画の作成等

1 復興整備計画

特定被災区域内の地域であつて、東日本大震災の被害により土地利用の状況が相当程度変化した地域であること等に該当し、地域の円滑かつ迅速な復興を図るための事業を実施する必要がある地域をその区域とする市町村（以下「被災関連市町村」という。）は、単独で又は当該被災関連市町村の存する都道府県（以下「被災関連都道府県」という。）と共同して、当該事業の実施を通じた地域の整備に関する計画（以下「復興整備計画」という。）を作成できるものとする。 （第四十六条関係）

2 復興整備協議会

被災関連市町村等は、復興整備計画及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため、復興整備協議会（以下「協議会」という。）を組織できるものとする。 （第四十七条関係）

3 土地利用基本計画の変更等に関する特例

(1) 被災関連市町村等は、協議会における協議等の手続を行い、復興整備計画に当該復興整備事業の実施に関連して行う土地利用基本計画の変更等に関する事項を記載できるものとする。

(2) (1)の事項が記載された復興整備計画が公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る当該土

土地利用基本計画の変更等がされたものとみなすものとする。

(第四十八条関係)

4 復興整備事業に係る許認可等の特例

(1) 被災関連市町村等は、協議会における協議等の手続を行い、復興整備計画に復興整備事業の実施に係る必要な許認可等に関する事項を記載できるものとする。

(第四十九条関係)

(2) (1)の事項が記載された復興整備計画が公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る復興整備事業について当該許認可等があったものとみなすものとする。

(第五十条関係)

5 土地区画整理事業等の特例

東日本大震災による被害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等の地域内の市街化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業又は復興一体事業に関する事項を復興整備計画に記載できるものとともに、復興整備計画に記載された土地区画整理事業又は復興一体事業に係る土地区画整理事業を市街化調整区域において施行できるものとする。

(第五十一条関係)

6 土地改良事業の特例

(1) 被災関連都道府県は、復興整備計画に記載された土地改良事業（政令で定める要件に適合するもの

に限る。)を土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の二第一項の規定により行うことができる同項第二号に掲げる土地改良事業とみなして行うことができるものとする。

- (2) 被災関連市町村等は、協議会における協議等の手続を行い、土地改良事業に関する事項を復興整備計画に記載できるものとともに、当該事項が記載された復興整備計画が公表されたときは、当該公表の日に土地改良事業計画が定められたものとみなすものとする。 (第五十二条関係)

7 集団移転促進事業の特例

- (1) 被災関連都道府県は、被災関連市町村から特定集団移転促進事業(復興整備計画に記載された集団移転促進事業をいう。)に係る集団移転促進事業計画を定めることが困難である旨の申出を受けた場合においては、当該申出に係る集団移転促進事業計画を定めることができるものとする。

- (2) (1)の特定集団移転促進事業を実施する場合には、移転者の住居の移転に関連して必要と認められる医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のため必要なもの用に供する土地等も補助の対象とするものとする。

- (3) 被災関連市町村等は、協議会における協議等の手続を行い、集団移転促進事業に関する事項を復

興整備計画に記載できるものとともに、当該事項が記載された復興整備計画が公表されたときは、当該公表の日に集団移転促進事業計画が定められたものとみなすものとする。

(第五十三条関係)

8 住宅地区改良事業の特例

(1) 被災関連市町村等は、協議会における協議等の手続を行い、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第四条第二項の申出に係る地区に関する事項を復興整備計画に記載できるものとともに、当該事項には、当該申出地区内において主として居住の用に供される建築物であったもので、東日本大震災により損壊したため建築物でなくなったものが存する区域を含む地区に関する事項を併せて記載できるものとする。

(2) (1)の申出地区に関する事項が記載された復興整備計画が所要の協議等の手続を経て公表されたときは、当該公表の日に当該申出地区に関する事項に係る住宅地区改良法第四条第一項の規定による改良地区の指定があったものとみなすとともに、建築物であったものが存する区域を含む地区に関する事項が記載されていた場合、建築物であったものを不良住宅とみなして住宅地区改良法の規定

を適用するものとする。

(第五十四条関係)

9 漁港漁場整備事業の特例

被災関連市町村等は、協議会における協議等の手続を行い、漁港漁場整備事業に関する事項を復興整備計画に記載できるものとする。同時に、当該事項が記載された復興整備計画が公表されたときは、当該公表の日に特定漁港漁場整備計画が定められ、かつ、当該計画について、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第十七条第一項の規定による届出及び公表がされたものとみなすものとする。

(第五十五条関係)

10 地籍調査事業の特例

被災関連市町村等は、協議会における協議等の手続を行い、国土交通省が行う地籍調査に関する事項を復興整備計画に記載できるものとする。同時に、当該事項が記載された復興整備計画が公表されたときは、国土交通省が当該地籍調査を行うものとする。

(第五十六条関係)

二 復興一体事業

1 事業計画の認定

(1) 復興整備計画に記載された復興一体事業を施行しようとする被災関連市町村は復興一体事業についての事業計画（以下単に「事業計画」という。）を作成し、これを被災関連都道府県知事に提出して、その事業計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。

(2) 津波による再度災害を防止し、又は軽減することを目的とする復興一体事業の事業計画においては、施行地区内の津波による再度災害の防止又は軽減を図るための措置が講じられた又は講じられる土地の区域における住宅及び公益的施設の建設を促進するため特別な必要があると認められる場合には、津波復興住宅等建設区を定めることができるものとする。（第五十七条関係）

2 津波復興住宅等建設区への換地の申出等

認定を受けた事業計画において津波復興住宅等建設区が定められたときは、当該事業計画に記載された施行地区内の住宅又は公益的施設の用に供する宅地の所有者で当該宅地についての換地に住宅又は公益的施設を建設しようとするものは、被災関連市町村に対し、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第八十六条第一項の換地計画において当該宅地についての換地を津波復興住宅等建設区内に定めるべき旨の申出をすることができるものとする。（第六十二条関係）

三 復興整備計画の実施に係る特別の措置

1 届出対象区域内における建築等の届出等

(1) 被災関連市町村は復興整備事業の実施区域の全部又は一部の区域を届出対象区域として指定できるものとともに、届出対象区域内において土地の区画形質の変更、建築物その他の工作物の新築等の行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、行為の種類、場所等を被災関連市町村長に届け出なければならないものとする。

(2) 被災関連市町村長は、(1)による届出があつた場合において、その届出に係る行為が復興整備事業の実施に支障となるおそれがある等と認めるときは、その届出をした者に対し勧告等を行うことができるものとする。

(第六十四条関係)

2 復興整備事業のための立入り等

復興整備計画の作成若しくは変更又は復興整備事業の実施の準備若しくは実施のために測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において他人の占有する土地への立入りを行うことができるものとともに、当該調査又は測量のためやむを得ない必要がある場合には、被災関連市町

村長の許可を受けて障害物を伐除し、又は被災関連都道府県知事の許可を受けて土地に試掘等を行うことができるものとする。

(第六十五条から第七十条まで関係)

3 資料の提出その他の協力

被災関連市町村等又は復興整備事業の実施主体（国、都道府県又は市町村に限る。）は、復興整備計画の作成若しくは変更又は復興整備事業の実施の準備若しくは実施のため必要がある場合においては、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができるものとする。

(第七十一条関係)

4 環境影響評価法の特例

復興整備事業として行われる土地区画整理事業又は鉄道事業法による鉄道並びに軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の建設及び改良の事業であつて、環境影響評価法（平成九年法律第八十号）の第一種事業又は第二種事業に該当するものについては、同法の規定を適用しないものとする。

とともに、この法律による環境影響評価の手続を行うものとする。

(第七十二条関係)

5 不動産登記法の特例

復興整備計画に記載された復興整備事業（土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）等の規定により告示された事業に限る。）を実施する者は、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第百三十一条第一項の規定にかかわらず、筆界特定登記官に対し、一筆の土地とこれに隣接する他の土地との筆界について、筆界特定の申請をすることができるものとする。 （第七十三条関係）

6 独立行政法人都市再生機構法の特例

独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項に規定する業務のほか、委託に基づき、同条第三項各号の業務（公表された復興整備計画に記載された復興整備事業に係るものに限る。）を行うことができるものとする。 （第七十四条関係）

7 農業振興地域の整備に関する法律の特例

復興整備事業の施行区域内にある農用地区域内の土地の農用地区域からの除外については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条第二項各号に掲げる要件を満たすほか、当該土地に係る当該復興整備計画の期間が満了した土地である場合に限り、行うことができるものとする。 （第七十五条関係）

8 津波防災地域づくりに関する法律の特例

被災関連市町村のうち津波による被害を受けた市町村が復興整備計画に津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第 号）に掲げる一定の事項を記載した場合において、当該計画が公表されたときは、同法第二条第十一項に規定する津波防護施設管理者は同法第十九条の規定にかかわらず復興整備計画の区域内において復興整備計画に即して津波防護施設の新設又は改良を行うことができるものとするとともに、復興整備計画の区域を同法第十条第二項の推進計画区域とみなして津波からの避難に資する建築物の容積率の特例及び指定津波防護施設の指定の規定を適用するものとすること。

（第七十六条関係）

第五 復興交付金事業計画に係る特別の措置

一 復興交付金事業計画の作成等

特定地方公共団体である市町村は単独で、又は、当該市町村の存する都道府県は共同して、東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業に関する計画（以下「復興交付金事業計画」という。）

を作成できるものとする。

(第七十七条関係)

二 復興交付金

一の市町村又は都道府県は、復興交付金を充てて復興交付金事業計画に基づく復興交付金事業等の実施をしようとするときは、当該復興交付金事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならないものとする。とともに、国は、提出された復興交付金事業計画に係る復興交付金事業等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で復興交付金を交付することができるものとする。

(第七十八条関係)

第六 雑則

一 監視区域の指定

都道府県知事等は、復興特別区域のうち、地価が急激に上昇するおそれがある等のため適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）の規定により監視区域として指定するよう努めるものとする。

(第八十一条関係)

二 独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付け等についての配慮

独立行政法人住宅金融支援機構は、法令等の範囲内において、復興特別区域のうち東日本大震災によ

り相当数の住宅が滅失した区域における住宅の建設、購入又は補修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付け、既往の貸付けの条件の変更等の措置について配慮するものとする。 (第八十二条関係)

第七 その他

一 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第二条関係)

三 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち復興推進計画の区域に関するものについては、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。 (附則第三条関係)

四 その他所要の規定を整備すること。